国海員第99号令和4年7月20日

交通政策審議会 会長 金本 良嗣 殿



交通政策審議会への諮問について

船員法(昭和22年法律第100号)第110条の規定に基づき、下記事項について諮問する。

記

諮問第412号

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

諮問理由

船員法施行規則を別紙のとおり改正することについて、交通政策審議会の意見を 聴く必要があるため。

船員法施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

旅客船等の一般的な船舶の安全については、国際海事機関(IMO)の下で、「千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約(SOLAS 条約)」等によって規則が定められている。他方、漁船の安全については、IMOにおいて国際的な安全基準の策定作業が行われ、「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定(以下「協定」という。)」が採択された。

第208回国会において、我が国の協定の締結について承認されたところ、今後、我が国の国内法令において協定の内容を担保するため、船員法施行規則(昭和22年運輸省令第23号。以下「規則」という。)について、所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1) 操練の適用範囲の拡大について

船員法(昭和22年法律第100号。以下「法」という。)第14条の3第2項において、国土交通省令の定める船舶の船長は、海員及び旅客について、防火操練等の非常の場合のために必要な操練を実施しなければならない旨を規定しており、規則第3条の4において、当該操練の対象船、内容及び実施頻度等を定めている。

協定においては、「救命艇の進水及び操船」、「救助艇操練」及び「発航直前操練の参加状況に応じた操練」の適用範囲が「国際総トン数 300 トン以上の漁船」とされるところ、現行規則においては、協定が求めるこれら操練の適用範囲が「外洋大型漁船(乙区域又は甲区域において従業する総トン数 500 トン以上の漁船)」となっていることから、規則に規定する同操練の適用範囲を「丙区域(我が国の領海及び排他的経済水域を除く。)、乙区域又は甲区域において従業する国際総トン数 300 トン以上の漁船」と拡大する改正を行う。

※ 丙・乙・甲区域の範囲については船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令に規定。

(2)ポート・ステート・コントロール(立入検査) (PSC) 対象船舶について 法第120条の3において、国土交通大臣は、その職員に、外国船舶が国内の港にある間、当該船舶の乗組員の労働条件等が国際条約に適合しているかどうか等について PSC を行わせることが出来る旨を規定しており、規則第78条の2の5において PSC の対象船舶を定めている。協定においては、協定の適用を受ける漁船を PSC の対象としているところ、当該漁船を PSC の対象に含める改正を行う。